

特別徴収税額通知書の 電子データ受け取りの注意点

税理士法人ハガックス

税理士・中小企業診断士・ITコーディネータ 芳賀保則

個人住民税と特別徴収の制度



- 前年(1月1日～12月31日)の所得に対し課税。令和6年度の住民税は令和5年分の所得より
- 所得税では「令和5年分」、住民税では「令和6年度」(「年分」と「年度」の違い)
- 令和6年1月1日にお住まいの市区町村にて課税。住民税は「賦課課税方式」
- 市区町村が給与支払報告書、所得税の確定申告書、住民税の申告書などより所得・控除の情報を集め賦課決定。5月末までに住民に通知
- 「特別徴収」とは、会社が従業員に代わり毎月の給与から住民税を天引き納入する制度
- 特別徴収による場合は、市区町村から特別徴収税額通知書が会社に送られ、会社が従業員に配布(普通徴収の場合は、住民税決定通知書は、市区町村から住民に直接送付)

1. 電子データ受け取りの概要

市区町村から5月末に届く特別徴収税額通知書について、

- 納税義務者用【＝従業員配布用】については、「電子データをeLTAXで受け取る」か「書面で受け取る」かを新たに選択できるようになります。
- 特別徴収義務者用【＝会社用】については、①電子データ、②書面のいずれかの受け取りのみが選択できることとなります。

(両方とも受け取る方式が廃止)

1月末に給与支払報告書をeLTAXで送付する際に、選択して頂く必要があります。

eLTAX 選択画面イメージ(開発中)

特別徴収税額通知受取情報	
特別徴収義務者用	必須 <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="radio"/> 正本の電子データをeLTAXで受け取る (正本のみ)<input type="radio"/> 正本の書面を郵送で受け取る (正本のみ)<input type="radio"/> 正本の書面を郵送で受け取り、副本の電子データをeLTAXで受け取る ※令和4年分以前の給与支払報告書で選択できます。
納税義務者用	必須 <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="radio"/> 電子データをeLTAXで受け取る<input type="radio"/> 書面を郵送で受け取る

3. 特別徴収税額通知(納税義務者用)とは

【5月末】

- 各種所得や控除情報が載っている秘匿性の高い通知書
- 従業員への配布用に会社あてに届くもの。
- 圧着式やシール式とされており、会社担当者や他の従業員に見られないよう配慮
- 5月末までに市区町村から届き、会社は5月末までに従業員に配布する義務がある。
- 住民税が賦課決定されたことの通知であり、従業員が不服申し立てをするなど機会でもあり、あるいは金融機関等での所得証明に使われることもある。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	職業等 農林業 労働子 当与	配偶 控除 額	控除 額	課税 標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配 偶者 配 偶者 特 別 扶 養 基 礎	控 老 扶 養 配 配 配	扶 養 特 別 配 配 配	扶 養 特 別 配 配 配	扶 養 特 別 配 配 配	控 除 額 計
(摘要)							

市町村民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	道府県民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪	納付額⑫ 変更前税額⑬ 増減額⑭	変更月
-------	--	-------	--	-------------------------------------	------------------------	-----

受給者番号	氏名	指定番号
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第221条の4(第21条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して60日以内に市(町・村)長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の異議申立てに係る決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内(市(町・村)長が要請として(市(町・村)長が要請の代表者となります。))異議申立てをすることができます。なお、部分取消しの場合は、前記の異議申立てに対する決定を撤回しなければ無効とすることができません。⑧異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、⑨部分、部分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、⑩その賦決定を録ないことにつき正当な理由があるときは、決定を録ないでも部分の取消しの請求を提起することができます。

平成 年 月 日 市町村民 氏 名 ⑮

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
納付額	7月分	10月分	1月分	4月分
納付額	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先

納税義務者用【＝従業員配布用】

4. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)とは

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

課税市町村名

地方税法第44条及び第45条の4(第4号のイ)第1項並びに市町村民税特例法の規定により、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したものと通知します。

月	特別徴収税額	源泉徴収税額	合計
6月	100.00	100.00	200.00
7月	100.00	100.00	200.00
8月	100.00	100.00	200.00
9月	100.00	100.00	200.00
10月	100.00	100.00	200.00
11月	100.00	100.00	200.00
12月	100.00	100.00	200.00
変更月			

特別徴収義務者名

備考 1 市町村は、この通知に不備がある場合における教訓の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 2 地方税法第42条の3の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
 3 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。また、市町村コードは、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)」の該当コードを記載すること。
 4 市町村は、変更となった理由を備考欄に記載すること。

【5月末】

- 従業員ごとの税額一覧であり、6月から翌年5月までに徴収すべき特別徴収税額の記載がある一覧
- 従業員の給与計算に用いる。
- これまでは、

- ①電子データでの受け取り
- ②書面での受け取り
- ③書面(正本) + 電子データ(副本)

での受け取りの3種類から選択可能であった

納付額	6月分		10月分		2月分	
	7月分		11月分		3月分	
	8月分		12月分		4月分	
	9月分		1月分		5月分	
	変更月	月				

特別徴収義務者用【=会社用】

5. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用) の変更点

- ・「電子データ(副本)と紙(正本)」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。

現在

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る
- ③ 紙(正本)を郵送で受取、電子データ(副本)をeLTAXで受け取る

令和6年度から①②のいずれかを選択

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る

現在ハガックスでは③の併用方式を活用し、

- ・ 紙(正本)は会社担当で受け取り
- ・ 電子データについては弊社から直接eLTAXを確認し、給与計算代行等に用いていました。

今後、①紙(正本)とする場合は、郵送で会社が受け取った資料を、弊社に転送頂くか、

②電子データ(正本)とした場合は、会社・弊社のそれぞれでデータ閲覧することとなります。

・ 1月末に給与支払報告書をeLTAXで送付する際に、どちらの方式で受け取りするか選択して頂く必要があります。

6. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の変更点

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

現在

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る

令和6年度から①②のいずれかを選択

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- NEW** ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る

- ・ これまでは市区町村から会社宛てに郵送で届いていました。
- ・ それぞれの市区町村から様々な様式で届いていました。
- ・ 圧着式やシール式とされるなど、他の従業員から見られないように配布する必要がありました。



- ・ 電子データでの受け取りが新設されます。テレワーク等を進める会社では便利だが、従業員それぞれへ電子配布するための整備が必要
- ・ 1月末に給与支払報告書をeLTAXで送付する際に、どちらの方式で受け取りするか選択して頂く必要があります。

7. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の電子データ受け取りの際の注意点

Q 電子データでの受取は、義務ですか？

A 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

Q 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

A eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

Q 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

A 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

Q 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

A 原則として、電子的な方法で配信していただきます。具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

Q 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

A 媒体(USBメモリ等)での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

Q 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を閲覧することになりますが問題ないですか？

A 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付ZIPファイルを復号の上、PDFファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

8. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ受け取りの際の注意点2







- 従業員ごとに「受給者番号」が必須入力となります。
- 従業員(会社の定めた受給者番号)ごとに以下の2つのファイルがeLTAXに格納されます。
- 会社の担当者がダウンロードし、誤りのないように各従業員に個別に配布する必要があります。

① 電子データ(正本):

通知書のPDFが格納されたパスワード付きZIP圧縮ファイル

② パスワード取得URLファイル:

従業員の氏名及びパスワード取得のためのリンクが記載されたPDFファイル(パスワード取得履歴が表示され、不正な閲覧を防ぐ設計がされています。)

●ZIPファイル				
	受給者番号 12345	受給者番号 22222	受給者番号 33333	...
電子データ (正本)				...
パスワード取得 URLファイル				...

9. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の電子データ受け取りの際の従業員の注意点

eLTAX

地方税ポータルシステム

発行年月日：令和 6年 5月 9日

個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内

このご案内とは別に、PDFデータの税額通知書（パスワード付きのZIPファイル）をお届けしています。PDFデータの税額通知書には、あなたの所得、所得控除、税額等の詳細及び税額の計算方法、税率、不服申し立ての方法等の情報が記載されています。

ZIPファイルを開き税額通知書を確認するためには、パスワードの入力が必要です。「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」にアクセスして、パスワードを入手してください。

事前のご確認のお願い

- ・あなたの氏名が記載されているか、ご確認ください。
- ・別人の氏名が記載されている場合「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」にはアクセスしないでください。また、速やかにこのご案内の配布元へご連絡ください。

●氏名

姓 姓 七郎

地方税 七郎

●eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトURL

<https://example.com/cjg/019/12YeuF000/c-5as50n3/2b50a-7auch0n5-7afax/1173Y6i08xt/0P000050/13/2F7aTadcat9-19hikaga0th7a7a>



※本書（eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトURL）は、あなたのお勧め先から配布されます。それ以外で配布されることはありません。

※eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトへのアクセス履歴は記録されます。

※eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトで取得できるのはパスワードのみです。

※パスワード取得可能期間は発行年月日から1年間です。

eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトの利用方法は、こちらからご確認ください。

<https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/first/>

04100-234567890123-A123-a

①②を受け取った従業員は、

②パスワード取得URLファイル（左参考）の「氏名」に誤りがないかを確認した後に、記載のURLより、パスワード確認サイトにおいてパスワードを確認します。

入手したパスワードにて①電子データ（正本）のZIPファイルを解凍し、通知書のPDFを入手します。

参考：パスワード確認サイトの操作方法の動画youtubeリンク
「eLTAX特徴税通パスワード確認サイト ご利用の流れ」
【URL】<https://youtu.be/V8XP2Q4-amw>

10. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の電子データ受け取りの際の従業員の注意点2

- ZIPファイルは暗号強度の高いAES256方式の暗号で圧縮されており、ファイル名の文字コードはUTF-8です。Windows標準のエクスプローラーでは開けません。
- 文字情報基盤※に対応するフォントとして、通知書では「IPAmj明朝フォント」が使われる予定ですが、人名等によっては文字化けの可能性があるようです。

※経産省が主体となり各自治体の管理する漢字を統合した電子政府用文字。
IPAmj明朝としてフォント化され無償ダウンロード可能

その他の注意点について、詳細はeLTAXの特設サイトをご確認ください。**特設ページ【URL】**

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

令和5年11月30日

通知書ファイル（ZIPファイル）の解凍ソフトについて

通知書ファイル（ZIPファイル）はAES-256形式で暗号化しています。
令和5年10月23日時点において、Windows標準のエクスプローラーではAES-256形式で暗号化されたZIPファイルは解凍できません。対応する解凍ソフトを利用してください。
また、ファイル名の文字コードはUTF-8となります。未対応のソフトは解凍後にファイル名が文字化けする可能性があります。以下の動作環境、解凍ソフトで解凍可能なことを確認しています。

● 動作環境

環境	オペレーティングシステム (OS)
パソコン	Windows 11 (22H2)
	Windows 10 (22H2)
	macOS 14
	macOS 13
	macOS 12
スマートフォン	iOS 16
	iOS 15
	Android 13
	Android 12
	Android 11

● 解凍可能であることを確認したZIP解凍ソフト

オペレーティングシステム (OS)	ZIP解凍ソフト	バージョン	備考
Windows	CubeICE	3.1.0	
	WinRAR	6.24.0	有償
	7-zip	23.01 (2023-06-20) for Windows	
Android	WinZip	6.7.1	一部有償
	ZArchiver	1.0.6	
iOS	ファイル (iOS13以降は標準機能で解凍可能)		
macOS	Finder		



なお、サンプルデータをCubeICE（フリーソフト）を使って解凍してみましたが、問題なく、特別徴収税額通知書を確認することができました。

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和 6年 5月 9日

氏名	地方税 七郎	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目2番3-101号		
受給者番号	A123-a	指定番号	234567890123	宛名番号	0001

あなたの特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3ヶ月以内に市(区・町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求め、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(区・町・村)を被告として(市(区・町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消し又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことによる正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〇〇市長 □□ □□

所得	給与収入	6200000	主たる給与以外の合算所得区分	営業等 *	
	給与所得(所得金額調整控除後)	4520000		農業	
	その他の所得計	3000000		不動産	
	総所得金額①	4820000		利子	
				配当	

課税標準	総所得③	2834000
	山林所得	0
	分離短期譲渡	0
	分離長期譲渡	0
	株式等の譲渡	0
	上場株式等の配当等	0
	先物取引	0

所得控除	雑損	0	障・寡・ひ・動	260000
	医療費	0	配偶者	330000
	社会保険料	900000	配偶者特別	0
	小規模企業共済	0	扶養	0
	生命保険料	56000	基礎	430000
	地震保険料	10000	所得控除合計②	1986000

扶養親族該当区分	特定	0	未成年者	
	同老	0	特障	
	老人	0	他障	*
	16歳未満	2	寡婦	
	その他	0	ひとり親	
	同障	0	勤労学生	
	特障	0	控配	*
	他障	0	老配	
			繰越損失	

市区町村	税額控除前所得割額④	226700	特別徴収税額③	285800
	税額控除額⑤	2000	控除不足額⑩	
	所得割額⑥	224700	既充当・既委託納付額⑪	
都道府県	均等割額⑦	3000	差引納付額⑫	
	税額控除前所得割額④	56600	差引納付額⑫	
	税額控除額⑤	500	差引納付額⑫	285800
森林環境税	所得割額⑥	56100	変更前税額⑬	
	均等割額⑦	1000	増減額⑨-⑬	
	森林環境税額⑧	1000	変更月	月

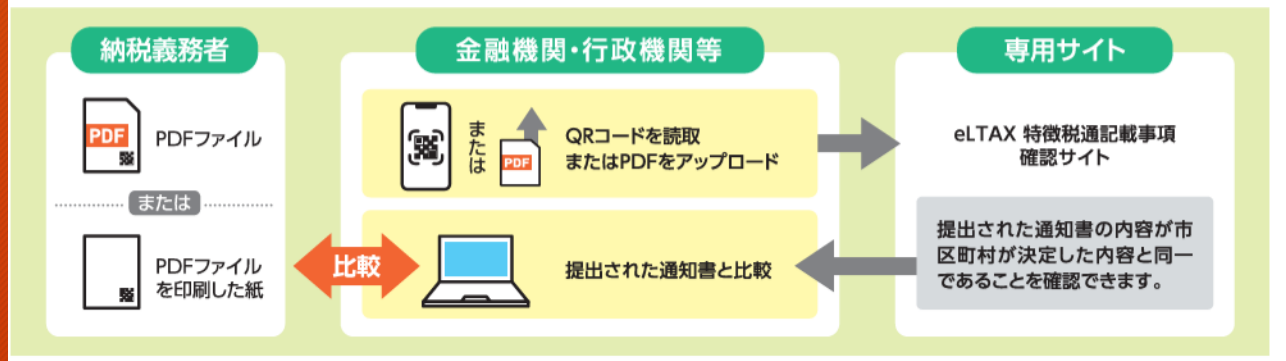
(摘要)

問合せ先 〇〇市◇◇係 TEL(99)2345-9999



電子受け取り通知の利点の一つとして、所得証明として用いるなどの場合は、通知書記載のQRコード(又はPDFアップロード方式もあり)を読むと、eLTAXの専用サイト「特別徴収税額記載事項確認サイト」により、通知書の真正性を確認できます。主に金融機関向けということになります。

QRコードで、市区町村から通知された内容と同一であることを確認することができます。



- ・eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト ご利用の流れ
【URL】<https://youtu.be/NYXm7RigOUY>
- ・eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト ご利用の流れ(通知書PDF ファイルアップロード版)
【URL】https://youtu.be/9ckSY9_C9gw

参考情報リンク

個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化に係る特別徴収義務者向け
特設ページ

【URL】<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

- ・当該特設ページから各種リーフレット等が掲載されています。
- ・またサンプルデータ及びその注意事項が掲載されておりますので、併せてご参照ください。

顧問先から寄せられた質問

(質問1) 電子での受け取りを選んだ場合は、納入書(納付書)は、届かなくなりますか？

(回答1) 納入書を配布するかどうかは、市区町村が個別に決めています。給与支払報告書提出時の「納入書 要不要」の記載の他、前年にの納付方法などの実績等を考慮し、決めているようです。

(質問2) 特別徴収義務者用【＝会社用】を電子データとした場合は、年の途中で税額変更があった場合も紙では届かなくなりますか？気づきにくいのでは？

(回答2) 変更の通知も電子となります。電子データである通知が格納された際には、メールアドレスに右記のメールが届きます。

Subject: eLTAXからのお知らせ:特別徴収税額通知を格納しました

To: <***@*****.com>

abc123456789

株式会社ABC様

日頃からeLTAX(地方税ポータルシステム)をご利用いただきありがとうございます。このメールは、地方公共団体からの処分通知(特別徴収税額通知)に関するお知らせです。地方公共団体より送信された特別徴収税額通知を1件格納しました。特別徴収税額通知には、従業員等から特別徴収すべき税額等が記載されていますので、すみやかに内容をご確認ください。特別徴収税額通知のダウンロード等を行う際は、以下の保護番号が必要となります。

<保護番号> abc/def

以下の手順で特別徴収税額通知をダウンロードし、内容をご確認ください。

...

最後に：選択方法を決定ください。

種類	受け取り方法
納税義務者用 【＝従業員配布用】	○電子データをeLTAXで受け取る ○書面を郵送で受け取る【従来方法】
特別徴収義務者用 【＝会社用】	○電子データをeLTAXで受け取る ○書面を郵送で受け取る【従来方法】 * 併用はできなくなりました

選択期限： 1月末に給与支払報告書を送付するまで

お問い合わせ先

日本の経営者にもう一つの力を



Web : www.hagax.com

電話 : 03-3476-1381

メール : info@hagax.com

経営革新等支援機関
DX認定事業者

▷ 渋谷事務所（本店）

渋谷区桜丘町28番6号芳賀ビル1F・2F

＜主要設備・状況＞

○座席17名、在籍17名

○セミナールーム12名（ホワイトボード、モニター）

○お客様駐車場あり

▷ 秋葉原事務所

千代田区神田富山町7番BIZSMART
神田富山町 506号

＜主要設備・状況＞

○座席3名、在籍3名

○レンタル会議室あり